【議事録】令和８年度第１回 大田区環境審議会

【開催日時】　令和８年８月 25 日（火）午後１時 30 分から午後３時半まで

【会　　場】　大田区役所本庁舎５階特別会議室、MicrosoftTeams によるオンライン併用

【出席委員】

奥　真美	東京都立大学都市環境学部　教授
島田　正文	一般社団法人日本公園緑地協会　副会長
志々目　友博	中央大学理工学術院　教授
青山　明日香	公募区民
大川　由香理	公募区民
片山　悦子	公募区民
菊田　清子	公募区民
隈本　納実	公募区民
堀江　敏雄	大田区自治会連合会
小山　君子	大田区清掃・リサイクル協議会
島田　正文（兼務）	グリーンプランおおた推進会議
大森　昭彦	まちづくり環境委員会　委員長
小池　武道	企画経営部　施設保全課長　（企画経営部　施設整備担当部長　代理）
青木　毅	産業経済部長
杉山　良樹	まちづくり推進部長
保下　誠	都市基盤整備部長
遠藤　彰	資源環境部長

（以上、敬称略）

【欠席委員】

千葉　茂	東京商工会議所大田支部
阿部　敏章	NPO 法人　大田・花とみどりのまちづくり
真田　純子	おおたクールアクション推進連絡会
榊原　健司	一般財団法人大田区環境公社
河原田　光	企画経営部　施設整備担当部長
山田　良司	教育総務部長

【傍聴者】　２名

【事務局】

環境政策課長、みどり・環境保全担当課長、ごみ減量推進課長、副参事（事業調整担当）、環境政策課環境政策担当

【次第】

1　委員の委嘱

2　委員の紹介　（資料１）

3　会長、副会長の選出

4　区長からの諮問　（資料２）

5　議題

（１）第２次大田区環境基本計画に基づく行動計画について　（資料３）

（２）大田区環境審議会の今後の運用について　（資料４）

6　報告

温室効果ガス排出量の報告について　（参考資料１）

7　閉会

【配布資料】

次第

資料１　第９期大田区環境審議会名簿（令和８年７月１日時点）

資料２　諮問文

資料３　第２次大田区環境基本計画に基づく行動計画について

資料４　大田区環境審議会の今後の運用について

参考資料１　温室効果ガス排出量の報告について

********** 以下、議事全文**********

【議事】

発言者	発言要旨
【開会に際しての事務連絡】	
環境政策課長	定刻となりましたので、令和８年度第１回大田区環境審議会を開催いたします。 本日は、お忙しい中、また大変お暑い中にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。 事務局の大田区資源環境部環境政策課長柞木でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開催に際しまして、いくつか事務連絡をさせて頂きます。 本会議は、この会場と teams によるオンラインでのご参加を併用して行います。 オンラインでのご参加の方は、通信負荷軽減のため、会議の間、マイクとカメラをＯＦＦにしていただき、ご発言の際のみＯＮにしてください。 この審議会は公開制でございますので、傍聴席を設けております。 傍聴される方におかれましては入場時に渡されました傍聴券記載の禁止事項をお守りくださいますようお願い申し上げます。禁止事項をお守りいただけない場合、ご退出いただく場合がございますので、予めご了承ください。

	なお、議事録作成のため、事務局で録音させていただいておりますので、ご了承ください。 次に、欠席の方のご紹介です。順不同でのご紹介でございます。 本日はご都合により 6 名の皆様がご欠席でございます。おおたクールアクション推進連絡会副会長の真田委員、続きまして、大田区商工会議所大田支部の千葉委員。 続いて NPO 法人大田花とみどりのまちづくり阿部委員、それから大田区経営部施設整備担当部長の河原田委員、この河原田委員の代理といたしまして、施設保全課長が代理として出席いただいております。続いて大田区教育総務部長山田委員。 そして最後に、一般財団法人大田区環境公社事務局長の榊原委員でございます。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。 これまでの審議会は、紙資料の配布のみでございましたが、今回はタブレットと紙資料を併用させていただきます。 配布資料の確認でございます。お手元に「令和 8 年度第 1 回大田区環境審議会次第」、「資料 1 第 9 期大田区環境審議会委員名簿」「資料 3 － 1 行動計画 2026（案）抜粋」、「資料 3 － 2　行動計画 2026（案）に係る R 7 実績及び R8 目標の一覧」、「資料 4 － 3　大田区環境審議会専門部会設置要綱」でございます。以上、5 種類です。 また参考に、カラー冊子の「第 2 次環境基本計画」を机上配布しております。 資料に不足がある場合には、事務局までお声かけください。 なお、タブレット操作は、事務局が行います。何か不具合等ございましたら、周りにいる職員にお声がけください。 事務局からの事務連絡は以上となります。 ここまででご不明な点ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは次第に入る前に、資源環境部長　遠藤より挨拶申し上げます。
資源環境部長	改めて 4 月から資源環境部長に着任しました遠藤でございます。よろしくお願いいたします。 昨年度まで都市基盤整備部長を務めさせていただきまして、そちらの立場で環境審議会に出席させていただいておりました。 都市基盤整備部においては、都市基盤・機能の強靭化はもとより、治水対策、まちの魅力向上など、幅広く取り組ませていただいており、環境の保全という視点は欠かせないものと認識してございます。 審議会委員の皆様におかれましては、これまで貴重なご意見をいただきまして、御礼申し上げます。 環境問題は、近年の記録的な猛暑とか集中豪雨、激甚化・頻発化する地球温暖化に関する課題、ごみと資源の重要性など、一昔前と比べると、かなり複雑・多様化しており、区民生活への深刻化が懸念される状況でございます。

	住民に一番身近な自治体として、国や東京都、そして、区内企業・団体の皆様にご協力いただきながら、知恵を絞り、工夫を凝らして取り組んでいくことが大切と考えておりますので、ぜひ皆様方にご意見を頂戴いただきたいと思います。 よろしくお願いします。
●　【次第１　委員の委嘱】	
環境政策課長	それでは次第１「環境審議会委員の委嘱」についてでございます。 委嘱状については、区職員を除き、皆様の机上に配布させていただいております。 また、オンラインでご参加されている委員・ご欠席の委員におかれましては、後日、お送りさせていただきます。 任期は２年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
●　【次第２　委員の紹介】　資料１　第９期大田区環境審議会委員名簿	
環境政策課長	続きまして、次第２「委員の紹介」です。 本日は、委員改選後初めての審議会ですので、委員の皆さまをご紹介させていただきます。 資料１の第９期大田区環境審議会委員名簿をご覧ください。 事務局より名簿順に上からお名前をお呼びさせていただきますので、一言ご挨拶をお願いいたします。 オンラインでご参加の委員の皆様もお呼びいたしましたら、カメラとマイクをオンにしていただけると幸いです。 それでは、第8期の会長を務めていただきました、奥委員よりお願いいたします。 ≪各委員自己紹介≫ 改めまして、2年間どうぞよろしくお願いいたします。
●　【次第３　会長・副会長の選出】	
環境政策課長	続きまして、次第３「会長・副会長の選出」でございます。 大田区環境審議会規則第３条の規定では、会長及び副会長は互選により選出することとされています。 会長は、審議会を代表し、会務を総括すること、と定められています。 また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理することと定められています。 それでは、互選でございますので、ご意見いただければと思います。 ご意見いかがでしょうか。
遠藤委員	第８期と同様に、今期も会長職を奥委員に、副会長職を島田委員と志々目委員にお願いしたいと考えております。 理由といたしましては、2014 年から奥委員、島田委員、志々目委員に務めていただき、特に旧計画の検証及び第２次環境基本計画の策定にご尽力いただくとと

	もに、行動計画に関しましても、専門的見地からご助言いただいたことなどを踏まえ、推薦させていただきます。
環境政策課長	はい、遠藤委員ありがとうございます。 ただいま、遠藤委員から委員長に奥委員、副委員長に島田委員、志々目委員の推薦がありました。 ほかにご意見ございますか。 オンラインの皆さんも含めまして、ご発言等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご了承いただいたということで、第 9 期大田区環境審議会の会長を奥委員に、副会長を島田委員と志々目委員に決定いたします。 改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは早速でございますが、これからの進行を奥会長にお願いしたいと思います。 まずはご挨拶からお願いいたします。奥会長よろしくお願いいたします。
奥会長	はい、わかりました。 只今、第 9 期大田区環境審議会の会長に選出いただきました、奥でございます。 改めて気を引き締めて務めさせていただきたいと思っております。 今回、第 9 期ということで、新しい方もお迎えしておりますが、お手元の環境基本計画を 2024 年に作成して、2025 年度に入ってからはこちらの進行管理を行っていくというフェーズに入っております。 今期の私どもの主な役割というものは、基本計画がしっかりと進行し効果を上げているかどうかをご確認いただいて、審議会として意見を述べていくことになります。それぞれのお立場で活発なご意見等をいただければと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。 副会長のおふたりからは後程、ご挨拶いただきたいと思います。
● 【次第 4　区長からの諮問】　資料 2　諮問文（写）	
奥会長	では、次第を進めます。 続きまして、次第 4「区長からの諮問」です。 事務局より説明をお願いいたします。
環境政策課長	では次第 4「区長からの諮問」について説明いたします。 タブレットをご覧ください。資料2 諮問文をご覧いただいております。 大田区環境審議会は区長の付属機関のため、区長から審議会に対して、諮問いたします。 区長を代理して、資源環境部長の遠藤委員より代読します。
遠藤委員	はい、それでは、代読させていただきます。 大田区環境基本条例第16条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり諮問いたします。

	1　大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議 2　その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議 以上、委員の皆さまにおかれましては調査審議にご協力くださいますようお願いいたします。
奥会長	はい、ありがとうございます。 諮問事項について調査審議を進めていくことになりますので、よろしくお願いいたします。 では、早速次第５に進めます。本日は、議題が２つございます。 それぞれ事務局より説明をいただいたのち、委員の皆さまからご意見・ご質問等をいただければと思います。
●　【次第５　議題】 **議題（１）「第２次大田区環境基本計画に基づく行動計画について」**	
奥会長	議題の1つ目「第２次大田区環境基本計画に基づく行動計画について」を事務局から説明お願いいたします。
環境政策課長	それでは、第２次大田区環境基本計画に基づく行動計画について説明いたします。この度、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、はじめに、第2次大田区環境基本計画と行動計画について概要を説明申し上げます。 お手元の資料3-1をご覧ください。行動計画全編のうち、全体像が分かる部分について紙で配布しております。 1ページ目です。第２次大田区環境基本計画の目的は、大田区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することです。 計画期間は、2025年度から2030年度までの6年間でございます。ページ下段のとおり、3つの目標達成を通じて、環境・生活・経済の好循環を図り、「持続可能な環境先進都市おおた」の実現を目指します。 3ページをご覧ください。「脱炭素社会への移行　カーボンニュートラル」「自然再興の取組　ネイチャーポジティブ」「循環経済への移行　サーキュラーエコノミー」の３つの分野に沿った指標を定めており、毎年の最新値を把握しております。なお、表一番右に達成度を示すことで、進捗状況を分かりやすく見えるようにしています。 4ページ目をご覧ください。 まず、上段が計画を構成する施策体系についてです。本計画は、区民生活になじみがある５つの日常の活動シーンごとに分類し、10の施策により体系化しております。続いて、下段が進行管理についてです。詳しくは、右に記載していますが、屋台骨である環境基本計画を1階部分に見立て、2階部分には、その目標を実現するための具体的な取組、これを行動計画とし、進行管理を行っています。 行動計画においては取組内容をまとめるだけでなく、事業スキームと事業成果の

	視点で見える化し、検証しています。 1ページ飛ばして、6ページ目をご覧ください。今、申し上げた「事業スキーム」と「事業成果」という２側面における評価、そしてその見せ方について説明します。 資料左の散布図をご覧ください。横軸の「計画面」が「事業スキーム」のことで、取り組んでいる事業がターゲットや影響度など７項目のうち、どれを満たすのか採点し、該当が多いほど左から右に位置する、という形となります。 一方、縦軸の「実行面」が「事業成果」で、事業活動による定量的なアウトプットを設定し、その達成度を評価しております。中央に「指標値」という基準線がございますが、例えば、本線上にある事業は、目標値を100％達成したことを意味します。これらの整理に基づき、一番右上の「望ましいエリア」に大方の取組が位置付けされるよう、発展的に改善・見直しするとともに、場合によっては新規取組の検討など、行っております。 このように、工夫を凝らし「見える化」することで、これまでの事業評価ABCなどで分かりづらかった点を解消しているところでございます。なお、事業の性質によって、例えば河川・海域調査など、縦軸の評価設定が適さない事業などについては、グラフ化の対象とはしておりません。 7ページ目は、10の施策をどういう取組で構成するのかを整理した一覧となります。8ページ目以降は各取組を構成する全事業となります。各事業の内容については、行動計画の中で確認できますので、印刷はしておりませんが、お手元のタブレットで後ほどご覧ください。 では、次の説明はタブレットで行います。 14ページ目をご覧いただいております。先ほどの散布図をご説明いたします。 施策「環境配慮型ライフスタイルへの転換」は、取組が「区民の行動変容の促進」と「事業者の行動変容の促進」があり、「区民の行動変容の促進」では同ページ下段の１から４と次ページの５と６、16ページ「事業者の行動変容の促進」では７となり、この7つの事業を散布図の対象としております。14ページ下段の表をご覧ください。例えば、「環境に関する情報の提供」については、LINE「おおた環境ナビ」登録件数を指標にしておりまして、令和7年度目標値の600件に対して、令和7年度実績が955件であり、達成割合は159％となり、右上のエリアではプラス59のところにプロットされております。横軸は「計画面」ということで、表の事業設計欄に該当する項目を表しております。今回は7項目中6項目であり、記載の換算を行った結果、8.6ポイントとなり、プロットしています。以上が散布図の見方になります。なお、17ページから28ページまでが、各事業の概要を紹介するページとなっております。 以上が、振り返りを含めた、第2次環境基本計画と行動計画の説明になります。 これより、各施策の実績・検証について説明します。引き続きタブレットをご覧ください。

	行動計画の13ページをご覧いただいております。こちらのページは3つの目標のうちのひとつである、「脱炭素社会への移行」についてのサマリページです。 昨年度の行動計画2025から、大きな変更はございませんが、令和8年度は新たにページ左下のⅡ取り組みに記載のとおり「環境学習用デジタルブック」の製作を行います。後ほど簡単に紹介させていただきます。 お手元に配布しているＡ３の資料3-２をご覧ください。こちらは、行動計画でとりまとめている各事業の指標と目標設定理由を抜粋したもので、今回は、令和7年度実績、令和8年度目標、そして一番右のその関係性をメインにご説明させていただきます。施策は9つございますが、私からは、「環境配慮型ライフスタイルへの転換」、「脱炭素まちづくりの推進」、「環境にやさしい移動・輸送手段の充実」の3つの施策について、ご説明いたします。 まず、「環境配慮型ライフスタイルへの転換」でございます。取組「区民の行動変容の促進」で、お伝えしたいポイントとしまして、新規事業、上から２番目の「環境学習用デジタルブック」の製作でございます。こちらは今年度新たに取り組む事業です。タブレットをご覧ください。行動計画 18 ページになりますが、こちらが環境学習用デジタルブック事業の概要となります。目的・概要欄に記載しておりますが、環境問題を正しく理解してもらうため、主に小中学生を対象とした、「環境学習用デジタルブック」を製作いたします。デジタル機能の活用により、環境学習のハードルを下げ、環境教室などのリアルな体験活動とかけ合わせていくことで、環境意識の醸成と行動変容の促進を図る取組でございます。令和９年３月に完成する予定で考えております。通常のパンフレットを PDF 化したものとは異なりまして、例えば写真で出てくるものをタップすると YouTube 画像が流れたり、それから、文章で書いてある文字のキーワードをタップしますと、それが関係するホームページに飛んだりと、小中学生がいろんな危険なサイトに飛んでいくことを、防ぐためにも、論文で言えば下に脚注とかございますが脚注をタップしてその次の画面に飛んでいくような形で、子供たちには、より関心を持って、見ていただけるような取り組みを工夫したいというふうに考えてございます。 改めましてA3資料にお戻りいただけますでしょうか。ここからは、前年度と比較して、ご確認いただく事業となります。1番「環境に関する情報の提供」ですが、資源環境部公式LINEの登録者数を指標とし、着実に登録者数を伸ばしております。 3番から6番の事業につきましては、各種イベントにおける事後アンケートにて、「環境意識が高まった」と回答した割合を指標としており、いずれも高水準でありますので、引き続き８年度は100％の目標を目指し、取り組みます。 7番から13番の事業に関しましては、目標設定理由欄のとおり、目標値の設定はございませんが、引き続き普及啓発の促進のため、着実に推進してまいります。 続いて、取組「事業者の行動変容の促進」となりまして、15番の「CO2可視化シ

	ステム導入事業」でございます。順調に実績を伸ばしており、目標については、総予算との兼ね合いを含めて設定しています。 この施策は以上となりまして、事業設計及び実績評価をまとめた散布図は14ページ右上のとおりとなります。 次に、施策「脱炭素まちづくりの推進」でございます。18番の「太陽光発電設備・蓄電池導入促進」、19番「家庭用燃料電池エネファーム導入促進」、20番「企業立地・ＳＤＧｓ促進助成金」につきましては、それぞれ区民、事業者の脱炭素を促進する重要な施策でございまして、いずれも令和７年度は、目標値を上回る実績となっており、目標値もそれぞれ定めております。19番の「省エネ機器設備導入拡大」を紹介しますので、タブレットをご覧ください。エネファーム助成では、区民の方が、エネファームを購入する際に、区が省エネ設備事業者を介して設備導入の支援をしております。また、導入いただいたことで生じたCO_2削減効果をJ－クレジット化し、区イベントにて相殺する仕組みを取り入れています。 続きまして、紙資料に戻らせていただきます。取組「区による率先行動」についてのご説明でございます。23番の「電力の環境性向上」については、再生可能エネルギー電力を多くの施設で導入したことにより、再エネ電力の割合が令和６年度実績から大幅に向上しました。令和12年度に再エネ電力100％の目標を掲げているため、バックキャストにて、8年度目標は56.5％としております。 タブレットをご覧ください。行動計画37ページ、「電力の環境性向上」事業の概要となっておりまして、CO2の排出量が少ない電力を導入しており、排出係数も右肩下がりとなっていることが確認いただけます。 紙資料に戻りまして、25番から27番につきましては、件数は多くないですが、先進的な省エネ機器や次世代エネルギーとして期待される水素の活用など、実証や検証、そして実走というサイクルで取り組んでいます。詳しくは、行動計画38・39ページになりますので、後ほどご覧ください。この施策は以上となりまして、事業設計及び実績評価をまとめた散布図は29ページ右上のとおりとなります。 では、3つ目の施策「環境にやさしい移動・輸送手段の充実」に移らせていただきます。2ページ目中段をご覧いただけますでしょうか。こちらの施策で、指標を設けているのは44番、EVカーシェアリング普及事業のみでございます。 蒲田清掃事務所の跡地の暫定活用として、カーシェア事業を行っております。昨年度は残念ながら達成にいたりませんでしたが、引き続き周知に力を入れることで同程度の目標の達成を目指します。なお、一つ下の45番、こちらは、ＥＶの防災面の周知が主目的となりますが、庁有車として使用しているEVと外部給電器を活用する取組をはじめます。この施策は以上となりまして、事業設計及び実績評価をまとめた散布図は57ページ右上のとおりとなります。 私からの説明は以上とさせていただきます。
みどり・環境保全担当課長	みどり・環境保全担当課長の小泉と申します。 私からは、3つの目標のひとつである「自然再興の取組」についてご説明させて

	いただきます。タブレットの行動計画PDFの６４ページをご覧ください。 昨年度の行動計画2025から、大きな変更はございませんが、令和8年度は、グリーンインフラに関しては、今後の導入の事例集などを記載した「グリーンインフラガイドライン」の策定を行う予定です。 では、お手元に配布しているＡ３の資料の２枚目をご覧ください。 私からは、９項目のうち、「健やかで快適な暮らしの実現」、「みどりのまちの実現」、「生物多様性の保全・再生」の3つの施策について、ご説明いたします。 まず、「健やかで快適な暮らしの実現」でございます。 32番、33番については喫煙所設置、喫煙マナーの指導です。喫煙所の設置については、近隣調整などが難しく、令和7年度は０か所でした。令和８年度は２か所を目標としています。喫煙マナー指導については、目標値は直近３年の指導員対応件数の平均値を記載しました。 34番、35番は、自治会や町会が、地域美化活動などを行うにあたり、清掃用品や、ごみ袋を配布するものです。目標値はこちらも直近３年の平均値です。 36番から43番については、大気汚染、自動車・航空機騒音の経年調査、工場で取り扱う化学物質などの適正な取り扱いの指導、PCB等の廃棄物などの廃棄物処理法に基づく適切な処分など、区民が穏やかで快適な暮らしを行うことができるよう、普段行っている区の事務に関する内容を記載しております。 次に、「みどりのまちの実現」です。 49番の緑の保護は、保護樹木の本数を目標値としていますが、直近３年の平均値を記載しています。 50番、51番の緑の普及啓発は、草木の栽培方法などを学ぶ講演会や区民団体に花・苗を配布し公園などで育ててもらうなどの事業です。目標値の設定にはなじまないので記載はしていません。 52番から54番は、グリーンプランとの連携で、みどり空間の整備や雨水浸透桝、みどり基金を記載しています。 みどり空間の整備の実績　２か所については　田園調布区民農園、洗足池公園の増設エリアの整備となります。８年度の目標値も２か所としておりますが、区の公園整備などの実績から２か所の抽出を想定しています。 次に「生物多様性の保全・再生」です。55番「自然観察会・体験会」です。 タブレットの行動計画72ページをご覧ください。 自然観察会や講演会など、区やNPO団体が主催するなど、自然をテーマとした各種催しを実施しています。今後は、参加者へのアンケートで環境意識が高まったなどの項目を設定し、目標値とすることも検討していきます。 お手元のA3資料、一覧表にお戻りください。 56番、57番は、特定外来生物ハクビシンの捕獲やカラスの巣の撤去に関するものです。区民からの依頼で捕獲や撤去を実施しておりますので、目標値の設定は難しく、３年間の平均値を記載しています。

	58番、59番は、自然観察路といきもの発見マップです。自然観察路は、区内５つの自然観察路を設定し、ホームページ等で公開しています。いきもの発見マップは、これまで区が実施してきた水生生物・鳥類調査などのデータを活用し、例えば大森地域のマップでは、本門寺や、大森ふるさとの浜辺公園、呑川・内川付近にいる生き物を紹介しています。生物調査を通じて、区内の自然環境や生物多様性への関心を高めることを目的としています。大田区を６地域に分割したマップを作成し、今年度から区ホームページで公開しています。 60番から63番は、河川や海域の水質調査や、水生生物・鳥類調査を通じ、区内の水・生き物環境を継続的に把握するために実施している施策です。こちらも目標値の設定にはなじまないので設定していません。 私からは以上です。
ごみ減量推進課長	ごみ減量推進課長の須田でございます。 私からは「資源循環、ごみ減量施策」を中心にご説明いたします。 行動計画の79ページでございます。こちらのページは「循環経済への移行」についてのサマリページです。昨年度の行動計画2025から大きな変更はございませんが、令和８年度から新たに、ページ右上の「取組Ⅱ」に記載の「小型充電式電池の回収事業」を開始しております。後ほど簡単に紹介させていただきます。 お手元に配布しているＡ３の資料3-２、３ページ目をご覧ください。 施策は３つで、「ごみを排出しないライフスタイルへの転換」、「資源の再生利用の推進」、「食品ロス削減の推進」でございます。上から順番にご説明いたします。 まずは「ごみを排出しないライフスタイルへの転換」です。64番「冊子・リーフレット等配布、アプリ配信」は、「スマートフォンアプリダウンロード数」を指標としております。こちらは、「大田区ごみ分別アプリ」という名称で、ごみ分別辞典やごみの出し方、収集曜日カレンダーなどの機能を有するアプリでございます。７年度の目標ダウンロード件数を17,000件としておりましたが、実績は16,011件に留まっていることを踏まえ、目標値の水準は継続としております。 次に65番「イベント参加によるＰＲ」の指標は「参加イベント数」です。おおたふれあいフェスタや清掃工場フェアなど、目標としていた６イベント全てに参加し、ブース出展等の広報を行いましたので、こちらも８年度の目標水準を維持してまいります。 次に66番「古着の回収事業」で、指標は「回収量」です。古着回収は、区の施設を活用して区内18か所で月に１回程度実施する拠点回収と、民間の店舗等に常設ボックスを設置する方法をとっております。目標148ｔに対し、実績が150ｔと上回りましたので、８年度の目標は７年度の目標にさらに10％を上乗せして165ｔといたしました。 次に施策「資源の再生利用の推進」です。 78番「資源プラスチック回収」の指標は「分別率」です。プラスチックの区内全域回収は、令和７年度から開始いたしました。初年度である７年度の目標23％に

	対し、実績が23.9％と上回りました。プラスチックの回収については、実施にあたり、環境省に申請を行っており、その中で分別率を７年度23％、８年度24％、９年度25％としておりますので、８年度はそれに基づき、目標を24％としております。 次に79番「廃食用油のSAFリサイクル」で、指標は「回収量」です。民間企業と協定を締結し、スーパーなどの店舗で廃食用油を回収する事業ですが、目標3,450リットルに対し、実績が3,182リットルと下回りましたので、目標値はそのまま継続とし、さらなる回収量の増加に向けた取組を強化してまいります。 次に80番「集団回収事業への支援」の指標は「活動実績数」です。集団回収という制度は、資源回収の仕組みのひとつであり、行政が収集車で資源を収集するのではなく、地域の皆様で自主的なグループを作っていただき、資源を回収して事業者に引き渡していただくもので、区はそれらの活動に報奨金をお渡ししているものでございます。目標748団体に対し、実績は729団体でした。８年度の目標は、７年度の実績に6団体、大森・調布・蒲田から2団体ずつを追加することを目標とし、735団体といたしました。 次に施策「食品ロス削減の推進」です。 87番、88番が「食品ロス削減事業」で、指標は「食べきり応援団 年度末登録事業者数」及び「出前授業参加者数」です。食べきり応援団は、食品ロスの削減に取り組む区内飲食店等を「大田区食べきり応援団」として登録する事業です。64事業者を目標としておりましたが、実績は57事業者と下回っておりますので、目標水準は維持した上で、引き続き、登録勧奨、新規開拓を進めてまいります。出前授業は、協力企業等と連携して、小中学生を対象に食品ロスに関する出前授業を行うもので、目標600人に対し、実績が783人と上回りましたので、８年度はさらに10％増加させ、861人を目標としております。 次に89番「フードドライブ」の指標は「回収量」です。こちらはご家庭の未利用食品を区役所の本庁舎や一部の特別出張所にお持ちいただき、福祉団体等に寄付をする事業でございます。目標1,000キログラムに対し、実績が720キログラムと下回っておりますので、目標値の水準は継続とし、こちらも引き続き普及啓発等に努めてまいります。 お手元の紙資料3-2に関するご説明は以上でございます。 最後に、今年度からの新規事業、「小型充電式電池回収事業」について、ご紹介させていただきます。 タブレットをご覧ください。行動計画100ページです。 目的・概要欄に記載しておりますが、モバイルバッテリーを含む小型充電式電池が可燃ごみなどに混入し、これらが原因となる火災が全国的に相次いで発生していることを踏まえ、発火対策を講じた回収ボックスを、本年５月、区内20か所に設置いたしました。消火剤や温度センサーを搭載したボックスとなっており、安全面に十分に配慮した回収を行っております。5/11から回収を開始し、７月末ま

	でに2,800キログラム余の回収実績となっております。 私からの説明は以上でございます。
環境政策課長	それでは、私から1点補足をさせていただきます。 只今、3人の課長から説明した施策に加えて、もう一つ区民生活を支える重要な項目がございます。お手元のカラー冊子「第２次環境基本計画」の20ページをご覧いただけますでしょうか。昨今の酷暑をはじめとする気候変動や災害にどう備えるか、基本的な考え方を定めている一方で、他施策のような各事業の言及はしておりません。この項目につきましては、多くの部局の計画・事業と関係しますので、改めて整理し、次回以降にご説明します。参考までにお伝えさせていただきました。 以上が説明となりまして、一点事務的な補足ですが、タブレットの操作権限を外しますので、各自ご自由に行動計画をはじめ資料をご覧ください。机上配布の操作方法をご確認いただき、もしご不明点があれば、お近くの職員までお声がけください。質疑応答が終了いたしましたら、進行の都合上、設定権限をお戻しいただく予定でございます。以上、区からの説明でございました。
奥会長	はい、ご説明ありがとうございました。 只今ご説明いただきましたけども、まず、この環境基本計画では取組の大枠が示されていて、それを実際に実現していくにあたって、その具体的な取組を行動計画で毎年度改定して進めています。行動計画につきましては、今タブレットの方にすべて格納されておりますので、そちらを詳細にご確認いただき、ご意見をいただければと思います。他自治体ですと ABC とかそういう評価の仕方が多いんですけれども、もう少ししっかりと見える化、視覚的にですね、計画に沿ったその実績が上がっているのかかどうかというところ、非常に正確に把握できるようにしようということで、大田区の方では工夫をされています。先ほど座標軸がありましたけれども、横軸に事業設計評のをとり、そして縦軸に実績評価をとってどこに属するのか事業ごとにプロットしていくというやり方を昨年度から採用しまして、それを取りまとめていただいております。 そして令和７年度の実績をどのように受け止めているのかというところ、また所管の課長からお話しいただきまして、それを踏まえた、今後に向けてのご整理をいただいたというふうに理解をしております。非常にボリュームが多く、いろいろご質問があるかと思いますし、それぞれの立場からの思いやご要望もあるかと思いますので、活発に意見交換できればと思っております。 ではまずは、「環境配慮型ライフスタイルの転換」「脱炭素まちづくりの推進」「環境にやさしい移動・輸送手段の充実」について、行動計画本編で申し上げると、13 ページから 41 ページ、57 ページから 62 ページまでです。この部分についてご意見等いただければと思います。
青山委員	ご説明いただきましてありがとうございます。 私からは、行動計画 31 ページの再エネ電力の調達についてお伺いしたいんです

	けども、再エネの調達先というのはどういうところがあるのかお伺いしたいです。 質問の意図としては、私は本業の方で再エネ関連のビジネスをやっている会社に勤めているんですけれども、そこで今 GHG プロトコルはですね、CO2 の排出量を算定している世界的なルールのようなものだって、皆さんも多分やられている方多いと思うんですけど、そこでデリバラビリティ（実行可能性・確実性）っていうのが非常に最近議論になってきておりますね。 例えば、東京にある会社が北海道とかすごく遠くの地方で再エネを買いましたって言って、果たして本当に 再エネ 100%なのかっていうのが世界的に疑わしいということで、ルールを厳密化しようという流れになってしまって、デリバラビリティって日本語訳すると調達の可能性みたいなことになるんですけれども、本当に遠いところから電力を送ると送電線とか、変電所とかの電力がなくなってきてしまうので、近くから再エネ調達しないと本当に 100％とは言えないのではないかっていう議論があって、それは日本ではまだ議論中なんですけど、世界的にそういう流れになっている気がしていまして、大田区として先取りして近場の電力買おうと考えていましたら、方針を伺えればと思いました。
環境政策課長	ご質問ありがとうございます。今のデリバラビリティの件につきましては、意識して取り組んでいるんですけれども、新電力会社はですね、ものすごい数がございますので、エリアで限定してどうかっていうのは、なかなか企業様との関係から、行政の方では言いづらいところがあります。 基本的には入札を行い、本庁舎もそうなんですけども、今や 47%、約半分の庁舎まで、再エネに切り替えております。 やはり導入した以上はしっかりとパフォーマンスを出していただくために、再エネ率が一定の基準以上であることを入札時に数値で表現をしています。 そこの水準に達しているものであることという定めをしていますので、そこの水準に達している企業様が入札に手を挙げてきておりまして、あとはもうそこからは通常の入札の手続きと沿って行っているところでございます。基本的には 2 年に 1 回の契約で、入札の結果ですから、また同じ会社だったりする時もありますし、変わる時もございます。基本的にはその取組を継続しているというのが現状でございます。やはりその高いパフォーマンスでの能力がないと、結果的にこの GHG の数字を出していくときに効果がないと全然意味がありませんので、まして再エネ証書も購入することになりますので、その点での一定の財政負担もプラスアルファしていること考えますと、非化石燃料で導入していく以上は一定のその水準のパフォーマンスがある、そういった電力であることというものを入荷する条件で定めていくことは、今後の継続をしたいと考えてございます。
青山委員	パフォーマンスとおっしゃっているのはどういう意味でしょうか。
環境政策課長	再エネの比率が 100％ということでございます。 我々は 100％の比率を求めていますので、ちゃんと 100％であるということで取

	組を行っておりますので、その軸は今後もブレずに行ってまいりたいと考えてございます。
奥会長	ありがとうございます。再エネ 100%であるということは保障されているかもしれませんけれども、ただそれがどこでどのように作られたものなのかまでは、区としては把握されてないということでよろしいですね。
環境政策課長	ええ。ただですね、やはり先ほどお話しましたとおり入札の企業様が都内であるということは、一つの大きな要件としているところもございますので、入札の時のその最低条件の中には、例えば北海道からの企業様だと調達するまでの異なる部分でマイナスの要素がありますので、そういったところも手を挙げる条件として絞らせていただいて、その中での入札ということで、取り組ませていただいております。
奥会長	他にございますでしょうか。ではまたあとで戻っても良いかと思いますので、2つ目のパートですね。みどり・環境保全担当課長から説明いただいた「健やかで快適な暮らしの実現」「みどりのまちの実現」「生物多様性の保全・再生」についてになりまして、行動計画本編で申し上げると、42 ページから 56 ページ、63 ページから 78 ページまでです。 いかがでしょうか。 公衆喫煙所の整備というところが調整もあり難しいというお話でしたけれども、目標値の 2 か所についての目途は立っているのでしょうか？
みどり・環境保全担当課長	今年度目途は立っておりません。
奥会長	そういった状況のときに、今後どう改善していくのか、区の方向性はこれで良いのか、そもそも喫煙所が必要なのかどうかも含めて検討していく必要があるのかもしれないですね。
みどり・環境保全担当課長	他の自治体や過去の事例も参考にしながら増やしていきたいと思います。
大森委員	大田区の体育館などは興行のお客様が多くいらっしゃいます。公共施設は全面禁煙ですが、敷地を出て向かいの道路や私有地等で、グループでたばこを吸ってポイ捨てをするという光景は長年見られます。区で最低限のマナーを呼びかけることはできますが、取り締まりは出来ない。そのことに関しては、近隣に迷惑をかけていることに関してはやはり多少考えないといけないと思います。
みどり・環境保全担当課長	大田区の基本的な考え方としましては、大田区屋外喫煙マナー条例に基づきまして、吸うひと、吸わない人の共存する環境の実現を目指し、喫煙所の設置を行っております。また、過料につきましては、注意してやめた方には対応しない形をとっておりますが、今後も状況を見ながら、施策を考えてまいります。
小山委員	民泊が出来はじめた当時、ごみの出し方はとても問題で、苦情がどこの町会からも出ていたんですけども、区の取組によって、事業をやっている方が頼んでくださっていますので、解決したのではないかなと思っております。

奥会長	それでは、ごみ減量推進課長から説明いただいた「ごみを排出しないライフスタイルへの転換」「資源の再生利用の推進」「食品ロス削減の推進」にうつります。行動計画本編で申し上げると、79 ページから 106 ページまでです。 今の意見の確認になりますが、民泊に伴うごみ出しの問題というのは、本当に解決したと考えてよろしいでしょうか。
ごみ減量推進課長	問い合わせ自体はございますが、数としては少なくなってきていると認識しております。
小山委員	小さい民泊だとそういったご意見があるのかもしれませんが、大きいところについては町会長さんもその大家さんにお願いに行きますし、そうすると、家主さんも責任をもって動いてくださるようになります。蒲田東地区の話になりますけれども本当に落ち着いてきていると思います。
奥会長	コミュニケーションが取れるようになると協力してくださるのかもしれませんね。他はいかがでしょうか。
隈本委員	古着の回収についてお伺いいたします。 区民として、古着の回収事業についてはとてもありがたく利用させていただいております。●●地区なので、月に 1 回、●●出張所に着なくなったものを持っていくのですが、正直、同居している高齢の母にとっては、持っていくのが大変だったりして、頻度が少なくなります。民間の事業者から「古着回収しますよ」という電話が掛かってきますが、詐欺まがいの事業者もいるので、高齢者とかが簡単に出せるような仕組みがあると良いなと思います。また頻度についても、回収ボックスをもっと常設の場所を増やすとか、そういう計画はないのかなというふうに感じ、いかがでしょうか。
ごみ減量推進課長	まずは拠点の状況ですが、最初は数か所から始めて段々と出張所のエリアごとに増やしていったという経緯がございます。こちらについては、当面の間、継続して実施していきたいと思っておりまして、あとは民間の方の常設ボックスについては、一番問題になってくるのは回収ですね。回収にかかるコスト、また、すごく集まる場所とあまり集まらない場所がありますので、今後の方向性としましては、多く集まるところを残しつつ、少ないところは集約し、また地域として空いているところとかにつきましては新しく設置するなど、工夫を凝らして運用していきたいと考えてございます。
奥会長	回収拠点に持っていけない方、難しい方に対して、何か考えていただきたいというご要望についてはいかがでしょうか。
ごみ減量推進課長	ごみ出しにつきましては、障がいをお持ちの方や要介護の方については個別回収を行っておりますが、古着とか資源になり得るものについては、そこまで行き届いていないというのが現状でございますので、ご意見を受け止め、調査、研究させていただきたいと思います。
片山委員	48 番の項目、自転車走行環境の利用とありますが、私はよく自転車を使うもので、中原街道や環八も利用するのですが、区道に入るとそういった自転車網を危

	険だなと思わず走るのは難しくって、歩いている方としても危険だなと思うことがあります。東京都では利用啓発を行っているかと思いますが、区ではそういった活動は行っているか教えていただきたいです。
環境政策課長	大田区の自転車ネットワークの整備実施計画というものがございまして、いわゆる自転車走行レーンの取組ということですね。計画的に幹線道路につなげていくような形で取組をさせていただいています。予定していました区道の約 170 キロについては、概ね完了したというところではあるのですが、道路が十分な幅員があるところと、どう見ても難しいのではというところが存在している点は悩ましいところではあります。都市基盤整備部で行っているんですけれども、連続性がないと自転車走行レーンとして効果が薄れてしまうところがあるので、いろいろご指摘等いただく可能性もあると思うんですけれども、現在 170 キロの目標が整いましたということでまとめているところでございます。それは正直なところの現状でございます。
片山委員	整備は進んできているとは思うのですが、あとはルールの周知かなと思います。ありがとうございます。
環境政策課長	おっしゃる通りでございまして、これからの課題はルールだと思います。ルールが整うことで安全性が確保されると思います。区民の皆様にもより伝わりやすい普及啓発活動を進めていきたいと所管部も申し上げておりましたので、引き続き、都市基盤整備部と連携して取り組んで参りたいと思います。
保下委員	都市基盤整備部長でございます。私ども大田区といたしましては、保育園児を対象に、交通安全の移動教室などを実施してございます。 また、中学生等につきましては、交通事故の再現を行うということで、スケアードストレイト方式によります、自転車の安全教育などを実施しているという状況でございます。 回数といたしましては年間、スケアードストレイトは 13 回、交通安全移動教室は 99 回とですね、年齢に合わせた安全教育の中で、重要性を訴えているという次第でございます。以上でございます。
大森委員	モバイルバッテリーの回収ボックスの件についてですが、今京急蒲田のところに置いているわけですけど、駅などに置く計画は今後あるのでしょうか。駅の利用者数は公共施設に訪れる数の比じゃなく、わざわざ役所に来るということではなく、常に利用するところに置いてある方が利用者数の拡大につながると思うので、お伺いしたいです。
ごみ減量推進課長	回収ボックスにつきましては、5 月から設置しておりますので、それぞれの場所でどの程度集まるのか注視している状況でございます。現在、京急蒲田駅の近くでは産業プラザ Pio に設置しております。委員のおっしゃる通り、皆様の通行ということを考えますと、やはり駅は利便性が高いと考えております。今後としては、利便性と設置費用等を勘案して検討してまいりたいと思います。
島田副会長	意見ですので、質問というわけではないのですが、2 点あります。1 点目は、評

	価方法についてですね。先ほども話にあがりましたけれども、他の自治体ではあまり見ないチャレンジングな内容になっていると思います。ABC 評価というのは評価が難しいので。ただし、これを今後どのように改善・改革に繋げていくかというのが重要だと思います。ここまでやらないと、せっかく 1 年かけてやっても報われないと思います。うまく展開していただけたら、大田区がよりよくなっていくと思います。 2 点目は、僕はグリーンインフラやパークマネジメントマスタープラン、歴史的風致維持向上計画というものも関係していまして、いずれも単年でできるわけではないんでやっぱりそれが、実現していくようになるには、それなりの年数とお金が必要でただ着実に次の一手二手を考えていかない限り、ただガイドライン作って終わりにしないようにしないといけないと思います。次をどんどん考えていかないと当初の目的と目標が達せられないと思います。ぜひ引き続き頑張っていただきたいなと思います。
大森委員	説明を再度聞きたいと思うのですが、37 ページの「電力の環境性の向上」というところですけども、清掃工場について触れているんですけど、23 区の清掃工場のごみ燃焼却熱を有効活用した電力導入施設っていう風になっていて、延べ 110 施設ってなっています。それから、表の下段には太陽光発電設備の導入施設の発電出力は 458 キロワットとなっています。上の方は施設だけで電力表示の記載がないんですけど、これはどう比較すればいいのか説明をお願いします。23 区となっているのは、多摩川と大田工場ということで比較するっていうことだったら、数字の上でわかりやすい数字が見られるのかなって思うんだけど、23 区になっているっていうことについてお伺いしたいなと思います。
環境政策課長	この記載の仕方については工夫をしていきたいと思います。先ほど青山委員からもご質問があったんですが、電力の供給には大きく 2 つのパターンがあります。1 つ目が、小中学校と清掃工場を除いた区の施設、本庁舎、地域庁舎とか保育園とかもですけど、そちらについては入札を行っています。一方、清掃工場の発電の部分については、ごみ焼却熱を有効活用すべきというところでございまして、小中学校と清掃事務所では、そちらの熱を活用しております。それ以外は契約での取組をさせていただいておりますので、これを合わせると令和 7 年度で延べ 128 施設でございますが、割合にしますと 47%まで引き上げさせていただいて、令和 8 年には 56.5%まで上げていきたいという目標を立てています。電力排出係数はわかりにくいところがありますので、わかりやすく表記を改めていきたいという考えでございます。
奥会長	23 区の清掃工場という表記が分かりにくいということだと思いますが、その点いかがでしょうか。東京 23 区清掃一部事務組合の清掃工場ということでよろしいでしょうか。
環境政策課長	おっしゃる通りでございます。
ごみ減量推進	1 点補足いたします。大田区では、一部事務組合と東京ガスが共同出資している

課長	東京エコサービスという電力会社から電力を購入しておりますので、必ずしも大田区内の清掃工場からのごみ焼却熱を利用したエネルギーとは言えない仕組みとなっております。
奥会長	皆様、お疲れ様でした。最後に全体を振り返って、何か伝え漏れた方いらっしゃいませんでしょうか。 では、事務局から総括いただけますでしょうか？
事務局	僭越ながらコメントさせていただきます。多くの皆様の貴重なご意見、ご指摘ご要望も等々をいただきまして本当にありがとうございます。今回の行動計画においては、どうしても数値を中心に目標達成という議論が中心になるんですけれども、今いただいたご質問・ご要望を伺いまして、やはり区の取組として数字の目標を達成することが大事ではありますが、各施策がより効果的に展開するためにはどうしたらいいか、というところを考えていくものでございますので、今後もその点をしっかりと検討していきたいと思います。本当に貴重なご意見ありがとうございました。
奥会長	ありがとうございます。

●　【次第５　議題】

議題（２）「大田区環境審議会の今後の運用について」

奥会長	それでは、議題２「大田区環境審議会の今後の運用について」に入らせていただきます。 本議題につきましては、まず私から概要をご説明し、その後、事務局から詳細をご説明いただきます。 議題１でご審議いただきました行動計画ですが、各事業の内容をより深くご議論いただく必要がある一方、現状では環境審議会の場だけで十分に取り扱うには、ボリュームが大きくなっております。 コロナ前までは、テーマごとに専門部会を開催し議論していましたが、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和２年度からは専門部会の開催を見送り、状況に応じて柔軟に対応してまいりました。 現在、感染拡大の影響も落ち着いてきておりますことから、改めて今後の審議会の運営方針につきまして、皆様にご意見を賜るため、本議題としてお諮りする次第です。 それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。
環境政策課長	はい、ありがとうございます。それでは事務局からご説明させていただきます。 今、会長からお話がございました、大田区環境審議会の今後の運用についてでございます。タブレットをご覧ください。資料 4-1 をご覧いただいております。 先ほどの奥会長のご説明と重複する部分ございますが、項番１をご覧ください。 環境審議会ですが、今年で17年目を迎えまして、毎年２回程度、本日のように会

	議を開催しております。また、区の環境に関する上位計画の策定・改定や検証の際には、議論を深めていただくため、専門部会を設置した経緯がございます。一方で令和２年度以降は、コロナの影響に伴い、当審議会におかれましても試行錯誤を重ね対応してまいりました。そして現在ですが、下線を引いておりますとおり、コロナが収束し、また、先程ご議論いただいた内容のボリュームが非常に多いことを踏まえまして、今後の審議会の運用方針の見直しを提案させていただきます。 項番２で「見直し内容」を整理しておりますが、その前に、これまでどのように会議が進められてきたか、資料４-2を用いて少し詳しく説明させていただきます。審議会は平成22年に発足しておりますが、本資料では、令和元年度から時系列で紹介いたします。令和元年度までは、本日のような各事業に係る審議を審議会の下部組織として設置した専門部会で行い、その討議内容を別途開催する審議会にて、報告いただいておりました。そして、青い網掛けをしておりますが、12月から翌年３月までの間で、「区からの諮問」に基づいた答申を、会長から区長に直接、説明いただくという流れでした。令和２年度からは、コロナ対応として、専門部会は開催せず、また審議会を書面で開催したほか、答申も我々事務局がお預かりし、区長に説明するというスタイルに変更いたしました。その中、令和４年度の第１回審議会におきまして、審議会と専門部会の考えを改めまして、事業の検証は専門部会ではなく、審議会で行うこととし、また、議論の深掘りが必要と判断する案件が生じた際などに専門部会を開催することを決定しました。その変更後、専門部会は令和５年度に１度開催しております。よって令和５年度以降につきましては、主な意見交換・議論の場は審議会のみとなっております。 以上が、これまでの振り返りとなります。 では、資料ページ戻りまして、項番２です。今回、２点の見直しを審議いただきます。１つ目は「専門部会の設置」について、でございます。「ア設置根拠」に記載のとおり、「大田区環境審議会専門部会要綱」という規定がございます。 お手元に資料4-3として参考として配布させていただいておりますが、資料４－１では、一部を紹介しております。第１条の目的に基づき、第２条に検討事項がございまして、この度の設置は、「分野ごとに調査検討、評価等をする必要性が認められる事項」に該当する提案となります。「イ役割」「ウ開始年度」をご覧ください。 役割につきましては、令和元年度までと同様に、事業実績の検証に当たる「行動計画」に係る議論を行うこととし、来年度から立ち上げてはいかがかと考えます。 次に、「エ種類」です。具体的に２つの部会を提案いたします。 ３つの柱のうち、「脱炭素社会」と「循環型経済（社会）」に関連する施策は重なり合う部分がございますため、ひとつの部会として、そして「自然再興」をふたつ目の部会として立ち上げてはいかがかと考えます。 続いて、オをご覧ください。

	皆様方がどちらの部会に参画いただくか、資料４―４にて整理させていただきました。こちらは、皆様の活動内容を参考にさせていただき、事務局が仮で整理した内容でございますので、本日ご議論の上、決定いただきたいと考えます。 公募区民の皆様におかれましては、資料に記載の人数枠をご参考の上、いずれかの部会に参画いただけますと幸いです。 また堀江委員におかれましては、こちらの方にご意向の確認と書いてございますが、アの方に参加されるご意向を伺っているところでございます。以上が、専門部会の設置でございます。 続いて２点目ですが、（２）に記載のとおり、今年度以降の答申につきましては、日程の御都合が可能な限り、奥会長から直接、区長に行っていただくという内容でございます。以上の２点が、今後の変更案でございますので、ご審議の程、よろしくお願いします。 最後に、（３）今後のスケジュール案について説明いたします。 こちらは、上記の審議事項が事務局案のとおりに決議されたことを前提としておりますが、今後のイメージをより具体的にお持ちいただくために、整理させていただいております。令和８年度は審議会を２回開催し、年明け以降に答申を行います。令和９年度につきましては、専門部会における検証を経た後、審議会を１度開催し、その後、答申をいただくのはいかがかと考えております。令和10年度以降も同様の流れが想定されますが、一方で、現行の第２次環境基本計画の終期が令和12年度としておりますので、新たな計画策定に向けた議論を行っていく必要がございます。現時点で何か決めておく必要はございませんが、新たな計画は引き続き、区の環境保全を網羅する上位計画となりますので、パブリックコメントなどの手続きもございまして、複数年にわたる議論が必要であることをご理解いただけますと幸いです。 説明は以上となります。
奥会長	説明ありがとうございます。 まず1点目について何か確認されたいことはございますでしょうか。資料もご準備いただいてご説明もいただきましたので専門部会の設置について、ここで決議を取りたいと思います。 皆さまよろしいでしょうか。オンラインの皆様もよろしいでしょうか。はいでは、これはご賛同いただいたということで専門部会の設置については来年度から設置するということにさせていただきます。 では、専門部会は２つ設けるということでよろしいでしょうか。ではどちらに出席いただくか、公募区民の皆様いかがでしょうか。青山委員からお願いします。
青山委員	どちらでも構いません。
大川委員	（ア）を希望いたします。
片山委員	（ア）を希望いたします。
菊田委員	（イ）を希望いたします。

隈本委員	（ア）を希望いたします。
青山委員	（イ）を希望いたします。
奥会長	それでは、スムーズに決まりまして、すべて了承というところでございます。 2 点目の答申の仕方についても事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。 何かご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。 それでは、異論等ないようですのでご了承いただいたということで、私から直接区長にお渡しして訴えたいと思います。
●　【次第６　報告】温室効果ガス排出量の報告について	
奥会長	それでは、次第に戻りまして、次第６「温室効果ガス排出量の報告について」事務局より説明お願いいたします。
環境政策課長	「温室効果ガス排出量の報告について」説明申し上げます。 タブレットをご覧ください。参考資料１をご覧いただいております。 2点ございまして、今画面に出ているものについては、大田区全域の区域の排出でございます。こちらにつきましては、算定の都合上、タイムラグが生じております。「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」という仕組みの中で各区の温室効果ガス排出量を算出しております。温室効果ガスには CO2以外６つのガスがございます。およそ９割強がCO2なのでよく二酸化炭素に略されますが、正式には二酸化炭素プラス６つのガスです。この６つのガスを算出するにあたりまして、様々なデータを引っ張っている関係で時間を要するということでございます。今回最新値で出ているのが2023年でございますが、今までの16.3%と比べると落ち幅は結構あるかなと思います。都内全域はこれより数パーセント高いという状態でございますが、私どもとしても日頃から普及啓発を取り組んでいまして、大田区の場合には家庭部門と事業部門が多い割合を占めていますので、その辺の効果が出てきたかなというところでございます。 続きまして、今度は大田区役所全体でございます。こちらについては、最新年度が出ておりまして、速報値ではございますが、34.0％となっており、過去数年の割合に比べると大きく減ってきているところです。こちらについては、再生可能エネルギーへの切替えが影響していると考えております。令和６年度までは5.3%、区の施設では２施設しか行っていなかった再エネを、化石燃料である東京電力から切り替えて、今47％余の割合まで再生可能エネルギーを導入したということが大きいと思います。 今後はLEDについても、政府実行計画の目標に基づいて100％のLED化を進めていきますので、その効果も出てくるかなと思います。 私からは以上でございます。
奥会長	事務局からの報告について、ご意見・ご質問はございますか。 また、確認されたい点などございますか。 よろしいでしょうか。 何かございましたら、後日でも事務局にご連絡いただければと思います。

【次第　7】閉会	
奥会長	それでは、本日の議題は以上となります。 皆様、大変お疲れ様でした。最後に、島田副会長と志々目副会長からご挨拶いただき、閉会とさせていただきます。 まず、志々目副会長、次に島田副会長、どうぞよろしくお願いします。
志々目副会長	ご審議いただきありがとうございました。いろいろと聞かせていただき、私自身、大変勉強になりました。大きく 3 点ぐらいに分けてお話いたします。1 点目は、大田区の方々には非常に要領よくご説明していただきました。自治体としてかなり対策をよくやられてきているのではないかと思います。先ほど排出係数の話がありました。要は 大田区の施設では CO2 の排出係数が 2 分の 1 まで下がり、0.25（kg-CO_2/kWh）という値まで減っているわけでありますが、東京電力でいうとまだ 1 割か 2 割しか減っておりません。そういう意味では大田区が率先されているのかなという印象であります。引き続きこのあたりを進めていただくのと、また大田区独自の取り組みとして、ＳＡＦやＺＥＢ、先進的な省エネ機器の導入をされております。他の自治体でなかなか見られないチャレンジングな対策も実行して進められているのは大変高く評価したいと思っております。2 点目として、今回の成績を見ると、やはり家庭の CO_2 の排出量が、目標の 27 パーセント程度となっております。非常に重要な対応でありますので、どういうところからやれるのかというところをよく考えていかなきゃいけないのかなというのが、率直な印象でございます。私もこの分野の研究として、国民の取り組みやすい対策というアンケート調査を 600 人ほど対象に行ったことがあります。例えばプラスチックなど分別していくことについては、非常に施策が浸透しておりました。これは廃棄物対策であり、かつダイレクトに CO_2 の削減につながりますので、非常に効果的であり、かつ実施していただきやすいという印象です。3 点目として、柞木課長からお話がありましたが、「そなえる」というところで、災害と熱中症は国全体の危機的な課題になってきております。特に、熱中症についていうと、他の部局所管だと思いますが、クールスポットみたいなものをどう活用していくかということも重要です。また、よくご存じだと思いますが、夏のエアコンはヒートポンプを使っており、あまり電力を使うものではありません。むしろ皆様方一人一人の健康に気を使っていただいて、使うとこはしっかり使うという啓発も必要ではないかと感じたところです。長くなって申し訳ございませんが、大森委員からご指摘がありました路上喫煙については、以前小山委員と一緒に条例を検討させていただきました。当時はレストラン等での禁煙を受けて、それが路上に出てくるのではないかということで、路上あるいは公園についても条例を作っていただいたということでございます。新たな私有地での喫煙という問題が出てきているということですが、公的な立場でどこまで関与できるかという難しい問題もあるかと思います。 引き続き、我々も協力して、進めていければと思ってお

	ります。どうもありがとうございました。
島田副会長	私は先ほど考えていることを申しあげましたので、志々目先生もおっしゃった、「そなえる」ということだけお話しします。たまたま千葉豪雨と翌週の茨城南部地震を、身を持って体験しましたので、これはやっぱり怖かったですよ。そんな思いを地元大田区ではしたくないので、「そなえる」ということをぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
奥会長	ありがとうございました。 以上を持ちまして、本日の環境審議会を閉会とさせていただきます。 進行を事務局に戻します。
環境政策課長	皆様、本日はお忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。 本日の紙資料につきましては、お持ち帰りいただいて構いません。 また、後日、事務局より全ての資料データを掲載した区 HP をご案内します。 次回の審議会につきましては、令和 8 年 12 月 10 日の午後 3 時からの開催を予定しております。 正式なご案内は改めてさせていただきます。 本日は長時間にわたりありがとうございました。